



三重県公報

平成20年8月8日(金)

第 2008 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
469	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 室)	2
470	同件	(同)	2
471	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	2
472	障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	2
473	環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境森林総務室)	3
474	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維 持 管 理 室)	5
475	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
476	建築基準法施行細則の規定による定期調査結果表	(建 築 開 発 室)	7
選 管 告 示			
50	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	25
51	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	25
52	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	25
海 調 委 告 示			
6	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	26
訓 令			
12	三重県職員服務監察指導規程の一部を改正する訓令	(人 材 政 策 室)	26
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO室)	27
	土地改良区の合併認可	(農 地 調 整 室)	27
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	28
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 室)	28
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 室)	28
	同件	(同)	28

告 示

三重県告示第 469 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	指定年月日
2412220044	三重県厚生農業協同組合連合会	津市栄町1丁目960番地	三重県厚生農業協同組合連合会 菰野厚生病院	三重郡菰野町大字福村75番地	短期入所	平成20年8月1日

三重県告示第 470 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	指定年月日
2412830065	有限会社訪問介護ひまわり	度会郡南伊勢町船越718	訪問介護ひまわり	度会郡南伊勢町船越718	居宅介護	平成20年8月1日
2410200667	有限会社リブ	四日市市八田一丁目13番10号	有限会社リブ介護サービスセンター南部四日市	四日市市小林町3018番地10	居宅介護重度訪問介護	平成20年8月1日
2411200252	特定非営利活動法人さんぼ倶楽部	伊賀市生流里3118番地の1	障がい者支援サービスさんぼくらぶ	伊賀市生流里3118番地の1	居宅介護	平成20年8月1日
2420800241	特定非営利活動法人伊勢ふるさと会	伊勢市大世古3丁目1-97	G. Hふるさと	伊勢市辻久留1丁目176番地3	共同生活援助	平成20年8月1日
2410400028	特定非営利活動法人SKY	亀山市川崎町1583番地	訪問介護スカイ	亀山市川崎町1584番地	居宅介護	平成20年8月1日

三重県告示第 471 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	廃止年月日
2410700245	有限会社あんず	松阪市丹生寺町2番4	ヘルパーステーションあんず	松阪市丹生寺町2番4	居宅介護重度訪問介護	平成20年4月30日
2410800078	株式会社ワークスジャパン	伊勢市本町2番4号	ホームヘルパーささゆり	伊勢市上地町2564-1	居宅介護重度訪問介護	平成20年6月30日

三重県告示第 472 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指

定自立支援医療機関を指定しました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	緑の調剤薬局	三重郡菰野町大字菰野字力尾 9577-2	平成 20 年 8 月 1 日

三重県告示第 473 号

環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境森林部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 375 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中第 8 号の項及び第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 8 号の項とし、第 11 号の項から第 27 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 28 号の項を削り、同表第 29 号の項(D)の欄中「8/10」を「8/10 以内」に改め、同項を同表第 26 号の項とし、同表第 30 号の項を同表第 27 号の項とし、同表第 31 号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を同表第 28 号の項とする。

1	望ましい林業構造の確立事業 市町等が望ましい林業構造を実現させるための対策として、林業経営や施業の効率化を図るための施設等の整備を実施することに要する次の経費 (1) 経営確立促進調査事業 (2) 路網整備事業 (3) 効率化施設整備事業 (4) 地域産物活用施設整備事業 (5) 木材加工流通施設整備事業 (6) 森林バイオマス等活用施設整備事業 (7) 需要拡大施設整備事業 (8) 活動拠点施設整備事業 (9) 生活環境施設整備事業 (10) 市町村附帯事務費	事業費の1/2以内	別に定める。
2	特用林産物の振興事業 市町等が山村地域の再生・活性化に資する特用林産物を活用した取組に対し、生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を実施するとともに、竹の新たな用途に必要な加工施設等の整備を実施するのに要する経費 (1) 経営確立促進調査事業 (2) 特用林産物活用施設等整備事業 (3) 市町村附帯事務費	事業費の1/2以内	別に定める。
3	木材利用及び木材産業体制の整備推進事業 川上及び川下を通じ、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備による木材産業の構造改革の推進を図るとともに、地域材を利用した公共施設や未利用木質資源をエネルギー利用する施設等の整備による地域材利用の推進を図るために要する経費 (1) 経営確立促進調査事業	事業費の1/2以内	別に定める。

(2) 木材加工流通施設整備事業		
(3) 森林バイオマス等活用施設整備事業		
(4) 需要拡大施設整備事業		
(5) 路網整備事業		
(6) 効率化施設整備事業		
(7) 児童福祉施設木製遊具整備事業		
(8) 学校関連施設整備事業		
(9) 先駆的施設整備事業		
(10) 林地残材活用機材整備事業		
(11) 木質バイオマスエネルギー供給施設整備事業		
(12) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備事業		
(13) 木質資源利用施設整備事業		
(14) 市町村附帯事務費		

別表1 中第32号の項を第29号の項とし、第33号の項を第30号の項とし、同表第34号の項(C)の欄中「3 県産材利用の相談会、説明会、展示即売会等の開催経費」を「3 県産材利用及び提案型住宅の相談会、説明会、展示会等の開催経費」に改め、同項を同表第31号の項とし、同表中第35号の項を第32号の項とし、第36号の項を第33号の項とし、第37号の項を第34号の項とし、第38号の項(C)の欄を次のように改め、同項を同表第35号の項とする。

別に定める「三重の木」モデルの家に使用する木材等に係る基準に適合する住宅建築に要する経費

別表1 第39号の項を第36号の項とし、第40号の項を第37号の項とし、第41号の項(A)の欄を次のように改め、同項を同表第38号の項とする。

木とのふれあい
促進事業費補助
金

別表1 第42号の項を同表第39号の項とし、同表に次のように加える。

40	地域林業推進体制整備事業費補助金	市町が主体となって進める団地化に対する取組を支援することにより健全な林業経営のモデルを構築し、及び提示し、地域林業の適切な管理及び経営の推進を図る。	1 地域林業推進協議会の設置 地域における林業の活性化に向けたモデル的な取組を展開するため、地域林業推進協議会を設置するための経費 2 団地化の推進 団地化への活動を推進するため、地域リーダーへの活動支援を行う経費	別に定める。	市町
41	安全安心県産きのこ普及活動補助金	安全安心な県産きのこの多様な普及PR活動並びに生産者及び消費者との交流活動を支援し、生産者、消費者双方の意識の向上及び安全安心な県産きのこの普及を図る。	安全安心な県産きのこについての見学会、宣伝イベントの開催等、生産者が消費者に直接PRする活動等に要する経費	事業費の1/2以内	人と自然にやさしいみえの安心食材の認定を受けた生産者の組織する団体等
42	教育の森整備補助金	市町が行う森林公園等整備に補助を行い、環境教育、林業教育等のフィールド及び森林に親しむことができる空間を整備し、緑化活動の一層の推進を図る。	教育の森整備 1 森林を利用した環境教育及び林業教育のための実習林、観察林等の森林フィールドの整備 2 林業体験学習のための展示施設の整備 3 森林環境教育活動施設の整備 4 共同利用施設の整備	1 事業費の4/10以内。ただし、森林学習歩道、もりの科学館及び施設整備付帯事業については事業費の1	市町

		5 1から4までの施設整備付帯事業（1から4までの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等）	／2以内 2 付帯事務費については事務費の1／2以内
--	--	--	-------------------------------

別表 2 中第 7 号の項及び第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 7 号の項とし、第 10 号の項から第 21 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 22 号の項を削り、第 23 号の項を第 20 号の項とし、第 24 号の項から第 32 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、

「

33	竹林整備・利活用モデル事業費補助金		
----	-------------------	--	--

を

「

30	竹林整備・利活用モデル事業費補助金		
31	教育の森整備補助金		

に改める。

」

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の環境森林部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 20 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 474 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名海津線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市長島町千倉字大脇 428 番 1 地先内	旧	7.00～8.00	290.00
	旧新	7.00	290.00

第2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字割谷 8502 番 6 地内	旧	20.00～80.00	80.00
	新	20.00～125.00	80.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市天神四丁目 3225 番 8 から 亀山市天神四丁目 3442 番 4 まで	旧	9.20～13.60	183.00
	新	10.75～13.60	183.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市住吉町字谷口 8943 番から 鈴鹿市道伯一丁目 2331 番まで	旧	9.80～37.20	780.50
	新	12.70～37.20	780.50

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行庄野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市道伯町字鋸切 2561 番から 鈴鹿市道伯一丁目 2331 番まで	旧	9.80～23.30	104.60
	新	12.70～23.30	104.60

第6

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 165号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市久居新町 1103 番 4 から 津市久居新町 1103 番 5 まで	旧	39.00～47.00	9.00
	新	39.00～47.00	9.00

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市大平尾町字六地藏 308 番 2 から 松阪市大平尾町字六地藏 295 番 1 まで	旧	26.00～39.80	88.70
	新	29.50～46.30	88.70

第8

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡南伊勢町木谷字アシノ浦 1 番 25 から 度会郡南伊勢町下津浦字濱ノ坪 70 番 2 まで	旧	5.00～20.00	877.00
	旧新	14.00～83.00	530.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡南伊勢町切原字青郷 5 番 3 地内	旧	10.00～24.00	19.00
	新	22.00～25.00	19.00

第10

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町中之郷字道ヶ野 1408 番 1 から 度会郡度会町中之郷字道源坂 13 番 1 まで	旧	9.00～20.00	68.00
	新	12.50～21.00	68.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市松尾町字ウサragi 1371 番 3 地先から 鳥羽市畔蛸町字イマメ原 80 番 1 地先まで	旧	5.00～21.00	1,894.50
	新	8.00～50.00	1,894.50

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大杉谷海山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字南又 1911 番 1 地内	旧	11.00～13.50	56.00
	新	19.50～80.00	56.00

三重県告示第 475 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市関線	亀山市関町鷺山字石場 183 番 2 から 亀山市関町鷺山字大冷ヶ 174 番まで	平成 20 年 8 月 8 日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字下亀淵 2605 番 2 から 鈴鹿市西庄内町字東乗蓮坊 2501 番 4 まで	平成 20 年 8 月 8 日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市住吉町字谷口 8943 番から 鈴鹿市道伯一丁目 2331 番まで	平成 20 年 8 月 8 日
県道 六軒鎌田線	松阪市大平尾町字六地藏 308 番 1 から 松阪市大平尾町字向沖 391 番 2 まで	平成 20 年 8 月 8 日
県道 鳥羽松阪線	松阪市豊原町字一ノ堰 1056 番 1 から 松阪市豊原町字水着 910 番 3 まで	平成 20 年 8 月 8 日
県道 大杉谷海山線	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字南又 1911 番 1 地内	平成 20 年 8 月 8 日

三重県告示第 476 号

建築基準法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 64 号）第 9 条第 3 項の規定により、知事が別で定める定期調査結果表を次のように定めます。

なお、建築基準法施行細則第 9 条第 3 項の規定により知事が別に定める定期調査結果表（平成 20 年三重県告示第 194 号）は、廃止します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

定期調査結果表

当該調査 に関与し た調査者		氏名	調査者番号
	代表となる 調査者		
	その他の調査者		

0. ヒアリング

1. 増築、改築、用途変更等の経過							
昭和・平成	年	月	日	概要 ()	
昭和・平成	年	月	日	概要 ()	
昭和・平成	年	月	日	概要 ()	
昭和・平成	年	月	日	概要 ()	
2. 関連図書の整備状況							
【イ. 確認に要した図書】	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 各階平面図あり)		<input type="checkbox"/> 無				
【ロ. 初回の確認済証】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
【ハ. 直近の確認済証】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
【ニ. 完了検査に要した図書】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
【ホ. 初回の検査済証】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
【ヘ. 直近の検査済証】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
【ト. 維持保全に関する準則又は計画】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
【チ. 前回の調査に関する書類の写し】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 対象外				
3. 調査及び検査の状況							
【イ. 今回の調査】			平成	年	月	日	実施
【ロ. 前回の調査】	<input type="checkbox"/> 実施 (平成		年	月	日	報告)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ハ. 建築設備の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 (平成		年	月	日	報告)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ニ. 昇降機等の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 (平成		年	月	日	報告)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
4. 石綿を添加した建築材料の調査状況 (該当する室)							
【イ. 該当建築材料の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置無) ()				
	<input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置有) ()				
	<input type="checkbox"/> 無 (平成		年	月	日に分析予定)		
【ロ. 措置予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (平成		年	月	日に改善予定)		
	<input type="checkbox"/> 無						
5. 耐震診断及び耐震改修の調査状況							
【イ. 耐震診断の実施の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (平成		年	月	日に実施予定)	<input type="checkbox"/> 対象外	
【ロ. 耐震改修の実施の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (平成		年	月	日に実施予定)	<input type="checkbox"/> 対象外	
6. 建築物等に係る不具合等の状況							
【イ. 不具合等】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
【ロ. 不具合等の記録】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
【ハ. 改善の状況】	<input type="checkbox"/> 実施済		<input type="checkbox"/> 改善予定 (平成		年	月に改善予定)	
	<input type="checkbox"/> 予定なし						

1. 敷地及び地盤

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況							
(2)	敷地	敷地内の排水の状況							
(3)	避難通路等	敷地内の通路の確保の状況							
(4)		有効幅員の確保の状況							
(5)		敷地内の通路の支障物の状況							
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況							
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況							
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況							
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況							
* (10)	屋外機器等(配電塔、電力等引込柱、外灯等)	機器本体の劣化及び損傷の状況							
* (11)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
* (12)	空地、通路等	通路として利用上の障害物等の状況							
* (13)		空地、通路等の管理の状況							
* (14)	舗装等	舗装等の劣化及び損傷の状況							
その他特記事項									

2. 建築物の外部

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目	対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況						
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況						
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況						
(4)		土台の劣化及び損傷の状況						
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況						
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況						
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況						
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況						
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況						
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況						
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定状況						

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機	機器本体の劣化及び損傷の状況							
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
* (19)	シーリング材等	シーリング材等の劣化及び損傷の状況							
その他特記事項									

3. 屋上及び屋根

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況							
(2)	屋上回り(屋上面を除く。)	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況							
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況							
(8)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況							
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
* (10)	露出防水層	防水層の劣化及び損傷の状況							
* (11)	屋上の出入口	屋上の出入口の劣化及び損傷の状況							
その他特記事項									

4. 建築物の内部

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目	対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	防火区画 令第百十二条第九項に規定する区画（以下、「たて穴区画」という。）の状況							
(2)	令第百十二条第一項から第三項まで又は同条第五項から第八項までの各項に規定する区画（以下、「面積区画」という。）の状況							
(3)	令第百十二条第十二項又は第十三項に規定する区画（以下、「異種用途区画」という。）の状況							
(4)	防火区画の外周部 令第百十二条第十項に規定する外壁（以下、「スパンドレル」という。）等の防火区画外周部の処置の状況							
(5)	スパンドレルの劣化及び損傷の状況							
(6)	壁の室内に面する部分 躯体等 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(7)	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(8)	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(9)	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(11)	準耐火性能（防火区画を構成する壁等に限る。） 準耐火性能等の確保の状況							
(12)	部材の劣化及び損傷の状況							
(13)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況							
(14)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(15)	界壁、間仕切壁、隔壁 界壁、間仕切壁、隔壁の状況							
(16)	室内に面する壁 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況							

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(20)	準耐火性能 (防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況							
(21)		部材の劣化及び損傷の状況							
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(23)	天井	室内に面する天井	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況						
(25)		概ね 500 平方メートル以上の天井	概ね 500 平方メートル以上の天井における耐震対策の状況						
(26)	防火設備		区画に対応した防火設備の設置の状況						
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況						
(28)			昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口に規定する基準への適合の状況						
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況						
(30)			防火戸の開放方向						
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況						

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目	対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(33)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況						
(34)		常時閉鎖の防火戸の固定の状況						
(35)	機器（照明器具、懸垂物等）	照明器具、懸垂物の落下防止対策の状況						
(36)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況						
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況						
(38)		採光の妨げとなる物品の放置の状況						
(39)		換気のための開口部の面積の確保の状況						
(40)		換気設備の設置の状況						
(41)		換気設備の作動の状況						
(42)		換気の妨げとなる物品の放置の状況						
(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(44)		吹付け石綿等の劣化の状況						
(45)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(46)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
* (47)	収納物	収納物の放置の状況						

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
* (48)	雨漏り	外壁からの雨漏りの状況							
* (49)		屋上部からの雨漏りの状況							
* (50)	地下室への漏水	地下室への外壁等からの漏水の状況							
その他特記事項									

5. 避難施設等

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	令 第百二十条 第二項に規定 する通路	令 第百二十条第二項に規定 する通路の確保の状況							
(2)	廊下	幅の確保の状況							
(3)		物品の放置の状況							
(4)	出入口	出入口の確保の状況							
(5)		物品の放置の状況							
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況							
(7)	避難上有効な バルコニー	避難上有効なバルコニーの 確保の状況							
(8)		手すり等の劣化及び損傷の 状況							
(9)		物品の放置の状況							
(10)		避難器具の操作性の確保の 状況							
(11)	階段	直通階段の設置の状況							
(12)		幅の確保の状況							
(13)		手すりの設置の状況							
(14)		物品の放置の状況							
(15)		階段各部の劣化及び損傷の 状況							
(16)	屋内に設け られた避難 階段	階段室の構造の状況							
(17)	屋外に設け られた避難 階段	屋内と階段との間の防火区 画の確保の状況							

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目	対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(18)		開放性の確保の状況						
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(20)		付室の排煙設備の設置の状況						
(21)		付室の排煙設備の作動の状況						
(22)		付室の外気に向かって開くことができる窓の状況						
(23)		物品の放置の状況						
(24)		排煙設備等	防煙壁の状況					
(25)	防煙壁の劣化及び損傷の状況							
(26)	可動式防煙壁の作動の状況							
(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況						
(28)		排煙設備の作動の状況						
(29)		排煙口の維持保全の状況						
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等						
(31)		非常用の進入口等の維持保全の状況						
(32)	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況						
(33)		乗降ロビーの排煙設備の設置の状況						
(34)		乗降ロビーの排煙設備の作動の状況						

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(35)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことのできる窓の状況							
(36)		物品の放置の状況							
(37)		非常用エレベーターの作動の状況							
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況							
(39)		非常用の照明装置の作動の状況							
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況							
その他特記事項									

6. その他

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目		対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況						
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況						
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）						
(4)			上部構造の可動の状況						
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況						
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部のひび割れ等の劣化及び損傷の状況						
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況						
(8)		独立煙突 (令第三百三十八条第一項第一号)	煙突本体の劣化及び損傷の状況						
(9)	付帯金物の劣化及び損傷の状況								
* (10)	自動回転ドア	自動回転ドアの維持保全状況	自動回転ドアに異常、損傷はないか						
* (11)			自動回転ドア周辺の監視や安全な通行に関する表示等はあるか						
* (12)			危険領域に防護柵やガード等はあるか						
* (13)			接触センサーは作動するか						
* (14)			定期的な点検は実施しているか						
* (15)	管理用シャッター（重量もしくは軽量電動）の維持保全状況	の維持保全状況	本体と枠等の劣化及び損傷の状況						
* (16)			点検口の維持保全状況						
* (17)			スイッチ等の維持保全状況						

番号	調査項目 番号欄*：任意調査項目	対象外項目	結果			状況、対策等	改善年月 (予定)	担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格			
* (18)	駆動機構の状況							
* (19)	障害物感知装置の作動の状況							
その他特記事項								

特記事項

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
備考				

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 の 2 の 4 様式第一面 3 欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が 1 人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表 (い) 欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる調査項目について (は) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を () 書きで記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑫ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付してください。
- ⑬ 番号欄の「*」印は、任意調査項目です。調査の実施を推奨するものですが、法で定められた特定行政庁への報告項目ではありません。

別添1様式 (A.3)

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塋等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台 (木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況 (屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根 (屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物 (給排等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なならみコナー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避難設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指図のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること。

別添2様式 (A 4)

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 50 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
稲森としなお後援会	稲森稔尚	青砥功英	伊賀市柏野 269	
野崎りゅうた後援会	藤原康行	野崎智代	伊勢市小俣町元町 1084	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党三重県トラック支部	代表者	上村廣和	池田潔	政党
民主党三重県第 3 区総支部	会計責任者	伊藤和知	田中勝彦	政党
川崎正次後援会	会計責任者	山内隆宏	浅野啓介	
田中としゆき後援会 （新しい四日市を創る会）	政治団体の名称	田中としゆき後援会 （新しい四日市を創る会）	田中としゆき後援会 （田中としゆきと新しい郷土を創る会）	
田中としゆき後援会 （新しい四日市を創る会）	代表者	大橋正行	伊藤吾郎	
松阪地区歯科医師連盟	主たる事務所の所在地	松阪市黒田町 91-2	松阪市春日町 1-8	
三重県トラック運送事業政治連盟	代表者	上村廣和	池畑敏弘	
三重県木材産業振興連盟	主たる事務所の所在地	津市桜橋 1 丁目 104	津市桜橋通り 1 丁目 104	
三重県木材産業振興連盟	代表者	黄瀬稔	辻本林義	
大和谷正後援会	会計責任者	西山嘉治	澄野国雄	

三重県選挙管理委員会告示第 51 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

政治団体の名称	解散年月日	備考
社会民主党三重県鈴鹿支部	平成 20 年 6 月 27 日	政党
育貞会	平成 20 年 3 月 22 日	
三六会	平成 20 年 5 月 30 日	
三重県政治経済研究会	平成 20 年 3 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 52 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

稲森稔尚	市議会議員	稲森としなお後援会	伊賀市柏野 269	稲森稔尚
2 資金管理団体の指定の取消し				
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
田中 覚	県議会議員	三重県政治経済研究会	伊賀市緑ヶ丘南町 4036	田中 覚

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 6 号

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科 3 種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じです。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重海区漁業調整委員会会長 迫間 虎太郎

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはならない。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとする。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含む。）の譲渡又は販売をしてはならない。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、うみがめ等の保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含む。）の所持又は販売をしてはならない。

9 適用除外

市町独自のウミガメ保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外する。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成 20 年 8 月 16 日から平成 21 年 8 月 15 日までとする。

訓 令

三重県訓令第 12 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員服務監察指導規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県職員服務監察指導規程の一部を改正する訓令

三重県職員服務監察指導規程（昭和 40 年三重県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「は握」を「把握」に改める。

第 2 条第 1 項中「人材政策室長は」の次に「、必要があると認める場合」を加え、「行うものとする」を「行うことができるものとする」に改める。

第 3 条の見出し中「監察計画及び」を削り、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 4 条第 2 号中「は握」を「把握」に改める。

第 6 条の見出し中「課等の長」を「所属長」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「速やかにその状況を部局長（出納局長を含む。）及び総務部長を経て知事」を「所属長として適切な措置を講じるとともに、速やかにその状況を部局長（出納局長を含む。）を経て人材政策室長」に改め、第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 7 月 29 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人小規模多機能サービス宅老所紫苑

(2) 代表者の氏名

中村 彌生

(3) 主たる事務所の所在地

員弁郡東員町大字大木 602 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者・障害者（児）やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神をもとに、地域に根ざしたサービス活動を提供し、全ての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと、福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により、宇陀川用水土地改良区（名張市井手 858 番地）、名張市北部土地改良区（名張市美旗中村 4135 番地）、八幡土地改良区（名張市薦生 1554 番地 2）、布生土地改良区（名張市布生 1764 番地）、蔵持土地改良区（名張市蔵持町原出 1825 番地）、国津土地改良区（名張市神屋 3431 番地）、赤目土地改良区（名張市赤目町丈六 243 番地 1）、短野・下三谷土地改良区（名張市短野 1452 番地）、鶴山土地改良区（名張市鶴山 1528 番地 2）及び滝の原土地改良区（名張市滝の原 3281 番地 4）の合併による名張市土地改良区の設立を平成 20 年 8 月 1 日認可しました。

これにより、宇陀川用水土地改良区、名張市北部土地改良区、八幡土地改良区、布生土地改良区、蔵持土地改良区、国津土地改良区、赤目土地改良区、短野・下三谷土地改良区、鶴山土地改良区及び滝の原土地改良区は、解散しました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業（用排水施設整備工事）戸部神地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成 20 年 8 月 11 日から同年 9 月 5 日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業部農林課（伊勢市御菌町長屋 1221 番地（御菌総合支所内））

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）
- 2 作業期間
平成 20 年 8 月 26 日から平成 21 年 3 月 10 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成 20 年 7 月 24 日	株式会社サンエー 企画 代表取締役 加藤 和代	桑名市中央町 5 丁目 22-2	いなべ市大安町丹生川中 字中貝戸 515-1 ほか 3 筆	A	5.0	75.0

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 8 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成 20 年 7 月 22 日	金森 亨	伊勢市大湊町 235	伊勢市大湊町字禿松南新 田 1224-10 ほか 1 筆	A	6.0	24.9

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
